

固定式刺し網漁業

1 制限措置

- (1) 漁業種類は、たかべ固定式刺し網漁業とする。
- (2) 許可をすべき船舶等の数は、定めなしとする。
- (3) 許可をすべき船舶の総トン数は、許可証に記載された総トン数とする。
- (4) 推進機関の馬力数は、定めなしとする。
- (5) 操業区域は、神津島村銭洲地先漁場（銭洲周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合 2,000m の線によって囲まれた区域）とする。
- (6) 漁業時期は、周年とする。
- (7) 漁業を営む者の資格は東京都新島村に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が東京都新島村にあり）、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和 25 年農林省令第 95 号）第 1 条第 9 項に規定する主たる根拠地をいう。）が東京都新島村の区域にある者であること。

2 許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、令和 5 年 7 月 14 日から令和 5 年 8 月 14 日までとする。